

マンションの耐震本診断費用の一部を補助します。 ～越谷市既存建築物耐震診断補助金交付事業～

越谷市では、マンションのうち下記の対象建築物の管理組合へ「越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱」に基づき診断費用の一部を補助します。

なお、予算がなくなり次第募集を終了します。

◆対象建築物

- 1) 市内にある昭和56年5月31日以前に建築されたマンションで、地階を除く階数が3以上でかつ延べ面積が1,000㎡以上のも
- 2) 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の5分の4以上であること
- 3) 住戸の区分所有者の3分の2以上が現に居住していること

◆対象者

都市計画法及び建築基準法に違反していないマンションの管理組合とします。
(集会において、耐震本診断の実施に係る決議がなされている管理組合に限る)

◆補助金額

マンション1棟につき耐震本診断に要した費用(税抜金額)の3分の2に相当する額と住戸の数に5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額かつ100万円(耐震予備診断に係る補助金の交付を受けた場合にあつては、90万円)を上限とします。

◆助成の対象となる耐震本診断

マンションに対し、建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている建築士事務所の所属している同法第2条第2項に規定する一級建築士が行う総合的な評価を行う耐震本診断(耐震判定委員会において診断内容が適正と判断されるものに限る)とします。

◆耐震診断を行える建築設計事務所

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士が所属している建築設計事務所とします。

◆申込み方法

申込みについては、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、建築住宅課(本庁6階)まで提出してください。記載内容を審査の上、補助金交付要綱に適合する方へは適合通知書を通知します。この適合通知書を持って登録している建築設計事務所に耐震本診断を依頼してください。 ※申込用紙は、ホームページ上でダウンロードできます。

◆注意事項

適合通知書を受理する前に耐震本診断を行った方、契約を締結された方は補助金の交付が出来ませんので注意してください。

詳細は、建築住宅課までお問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備部建築住宅課

TEL048-963-9235

E-mail kenju@city.koshigaya.lg.jp

マンション耐震本診断補助金交付手続きのフロー

